

議案第 9 号

岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、
休日及び休暇に関する条例の一部改正

岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 10 号）の一部改正について、別紙のとおり提出する。

平成 31 年 3 月 27 日提出

岡山県市町村総合事務組合
管理者 山 崎 親 男

〔提案理由〕

超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど所要の措置を講じる必要があるため、改正を行う。

これが、この議案を提出する理由である。

岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第 2 条の 2 管理者は、前条第 1 項、第 2 項又は第 5 項に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他管理者が別に定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 管理者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第 3 条第 2 項中「前条第 1 項、第 2 項又は第 5 項に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」を「正規の勤務時間」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

新	旧
<p><u>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</u></p> <p>第2条の2 管理者は、前条第1項、第2項又は第5項に規定する勤務時間（以下「<u>正規の勤務時間</u>」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他管理者が別に定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 管理者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、<u>正規の勤務時間以外の時間</u>において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務</u>に関し必要な事項は、<u>管理者が別に定める。</u></p> <p>(休日等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員は、前項に規定する休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、<u>正規の勤務時間</u>においても勤務することを要しない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(休日等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員は、前項に規定する休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、<u>前条第1項、第2項又は第5項に規定する勤務時間</u>（以下「<u>正規の勤務時間</u>」という。）においても勤務することを要しない。</p> <p>3・4 (略)</p>